

(4) 看護退職

① 看護退職とは

公立の小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校に勤務する職員が、配偶者等の病気により長期にわたる看護を必要とするときの退職をいい、教職の特殊性に鑑み、優秀な教員を確保するための制度である。

② 看護退職承認の条件

ア 公立学校に勤務する職員のうち、教諭（部主事を除く）、養護教諭、実習助手及び寄宿舎指導員の職にある者

イ 看護退職をしようとする日の属する年度の末日で55歳以下の者

ウ 配偶者又は1親等の親族が病気のため、長期にわたる看護を必要とする者

エ 勤務成績が優秀で、かつ、県立学校にあっては、学校長の具申、市町村立学校にあっては、学校長の具申及び市町村教育委員会の内申があった者

③ 退職期間

最大限2か年とする。年度途中で退職した場合は、当該年度の退職期間を1年とみなす。

④ 再採用について

再採用は、採用選考の結果による。採用の時期は、年度始めとする。

看護退職者にわたる文書

看護退職後の再採用について

あなたは、平成 年 月 日付けで看護退職されますが、再採用を希望される場合は下記によりあなたご自身で申し出てください。

期限までに申出がない場合は、再採用の意志がないものとして処理します。

記

1 申出期限及び申出先、申出者

(1) 期限 平成 年1月20日まで

(2) 申出先 退職時の所属校が属する教育振興事務所学校教育課

(3) 申出者 本人

2 提出書類

(1) 再採用願 1通と写1通

(2) 履歴書 2通

(3) 志願者調書 1通と写1通

(4) 身元証明書 1通

(5) 登記されていないことの証明 1通

(6) 返信用角形2号封筒 1通（200円切手を貼り、宛先を明記する）

用紙は本人が教育振興事務所で入手する。

3 再採用選考

再採用は、筆記試験、小論文、面接、グループ討議等及び健康診断結果をもとに行う。

4 再採用時の扱い

再採用の時期は、年度始めとし、資格、配置校等は新規採用扱いとする。

5 その他

退職期間中に教員としての適格性を欠く行為があった場合は、採用の対象となりません。